

回 覧

6 泉再生協議会号外
令和 6 年 5 月 3 1 日

村内農業従事者 各位

泉崎村地域農業再生協議会
会長 箭 内 憲 勝
(公印省略)

令和 6 年度経営所得安定対策等の交付金申請受付会について (通知)

日頃より本村の農政事業にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。
さて、表題の件につきまして、泉崎村役場産業経済課において下記の日程により
申請受付を実施いたします。

つきましては、通帳の写し及び必要書類等をご持参のうえ来庁くださいますよう
よろしくお願いいたします。

なお、申請に関しましてご不明な点がございましたらお手数ですが、泉崎村役場
産業経済課までお問い合わせください。

記

1 申請の内容

- 収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)
- 畑作物の直接交付金 (ゲタ対策)
- 水田活用直接支払交付金
- 畑地化促進事業

対象者：認定農業者・新規就農者
集落営農

※令和 5 年度畑地化促進事業を申請された方は必ず申請をしてください。

申請されない場合は、返還義務が生じます。

1	日 時	令和 6 年 6 月 5 日 (水)	9 : 00 ~ 11 : 30	13 : 00 ~ 16 : 00
		令和 6 年 6 月 6 日 (木)	9 : 00 ~ 11 : 30	13 : 00 ~ 16 : 00
		令和 6 年 6 月 7 日 (金)	9 : 00 ~ 11 : 30	13 : 00 ~ 16 : 00
		令和 6 年 6 月 10 日 (月)	9 : 00 ~ 11 : 30	13 : 00 ~ 16 : 00

2 会 場 泉崎村役場 産業経済課

3 必要書類

- ① 通帳の写し(初めて申請する方、振込口座を変更する方、代表者の変更があった場合)
- ② 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ③ 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し

- ④集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類（通帳の写し等）、総会資料の写し（決算書類など）
- ⑤飼料用米を申請される場合は、新規需要米の販売に等に関する契約書
- ⑥ナラシ対策を申請される方は、出荷契約書又は販売契約書が必要です。

※ ②、③に関しては、役場にご用意してあります。

（事務担当 泉崎村役場 産業経済課 松川・本柳 Tel0248-53-2430 ）